
地方公営企業会計における資本と利益

會 田 富士朗

1. はじめに

周知のごとく、地方公営企業は、地方公共団体が経営する企業である。そしてその目的とするところは、公共の利益および住民の福祉を増進するところに求められる。それゆえ、地方公営企業は、住民生活に不可欠な水道事業をはじめ、鉄道、電気、ガスなどの地域住民に密着した事業を行っている。

ところで、その様な地方公営企業において行われている経理計算方式は、地方公営企業法およびその関連法令によって定められている。この地方公営企業法は、昭和27年に制定され、その中で経理計算方式として企業会計方式が導入された。すなわち、地方公営企業会計制度（財務会計制度）への「企業会計原則」の導入である。もちろんこの「企業会計原則」は、旧「企業会計原則」であり、「企業会計原則」自体は数次の修正によりその内容を改善してきているのであるが、公営企業会計の会計制度は、大きな改正を経ることなく、現在に至っているのが現実である。そしてこの地方公営企業会計制度に対して、改善すべきであるとの多くの批判がなされてきている。そこで本稿では、地方公営企業会計において問題となっている資本の問題を中心として取り上げ、その内容を考えていくこととしたい。

2. 地方公営企業会計の資本

地方公営企業会計の特徴について、池田昭義氏は次のように整理している。⁽¹⁾

- (1) 企業債で施設を建設する。
- (2) 料金で企業債の元利償還金を回収する。
- (3) その結果企業債の元金償還金分が当年度純利益（公共的必要余剰）となる。
- (4) この当年度純利益を法定積立金（減債積立金）として積み立てる。
- (5) この減債積立金をもって企業債を償還した場合にはその分だけ減債積立金をとりくずし、自己資本金に組み入れる。
- (6) その結果自己資本金が造成される。

この自己資本造成こそが、地方公営企業会計の資本制度について議論の存在するところなのであ

る。そこでまず、この自己資本造成についての議論を藤井秀樹助教授が整理したところにしたがって見ていくことにする。⁽²⁾

(1) 自己資本造成についての会計処理

利益剰余金の自己資本金への組入れを通じて形成される資本金を一般に造成資本金（あるいは組入資本金）と呼ぶ。自己資本金への組み入れが行われる場合として、地方公営企業法施行令第25条は、次の三つの場合をあげている。

- (1) 減債積立金を使用して企業債を償還した場合。
 - (2) 建設改良積立金を使用して地方公営企業の建設または改良を行った場合。
 - (3) 任意積立金を使用して一般会計等からの長期借入金を償還した場合。
- まず、(1)の場合から見ることとしよう。そこで次のような場合を想定することにする。
- (a) 建設改良のために1,000万円の起債を行ったとすれば、貸借対照表の貸方には起債によって調達された借入資本金1,000万円が計上される。また借方には建設改良に対応する固定資産1,000万円が計上される。
 - (b) 当該企業債の償還に備えて、減債積立金を積み立ててゆく。この減債積立金の積み立てによって、減債積立金が1,000万円に達したときには、それに見合う流動資産（たとえば現金）1,000万円が企業内に留保されることになる。
 - (c) そこで現金1,000万円で企業債1,000万円を償還すれば、貸借対照表の借方から現金1,000万円が、また貸方から借入資本金1,000万円が、それぞれ減少することとなる。この減債積立金によ

(a) (借方) (貸借対照表) (貸方)	(b) (借方) (貸借対照表) (貸方)	(c) (借方) (貸借対照表) (貸方)																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">負債</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">資産</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">自己資本金</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">固定資産 1,000万円</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">借入資本金 1,000万円</td> </tr> </table>		負債			資産	自己資本金			固定資産 1,000万円	借入資本金 1,000万円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">負債</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">資産</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">自己資本金</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">固定資産 1,000万円</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">借入資本金 1,000万円</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">現金 1,000万円</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">減債積立金 1,000万円</td> </tr> </table>		負債			資産	自己資本金			固定資産 1,000万円	借入資本金 1,000万円			現金 1,000万円	減債積立金 1,000万円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">負債</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">資産</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">自己資本金</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">固定資産 1,000万円</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">減債積立金 1,000万円</td> </tr> </table>		負債			資産	自己資本金			固定資産 1,000万円	減債積立金 1,000万円
	負債																																			
資産	自己資本金																																			
固定資産 1,000万円	借入資本金 1,000万円																																			
	負債																																			
資産	自己資本金																																			
固定資産 1,000万円	借入資本金 1,000万円																																			
現金 1,000万円	減債積立金 1,000万円																																			
	負債																																			
資産	自己資本金																																			
固定資産 1,000万円	減債積立金 1,000万円																																			

って留保された現金で企業債が償還されれば、減債積立金は所期の目的を達成したことになる。このような場合に、会計処理としてその減債積立金の額に相当する金額を自己資本金に組み入れるのである。このことを貸借対照表によってあらわせば、前頁のようになる。

(2)の場合は、すでに設定されている建設改良積立金がその目的にしたがって使用される場合である。建設改良積立金が1,000万円、建設改良支出が1,000万円とすれば、当該企業の貸借対照表は、結局上の(C)と同じ構造になる。(減債積立金のところを建設改良積立金と読みかえればよい。)建設改良積立金の目的使用による会計処理として、当該積立金の額に相当する金額を自己資本金に組み入れるのである。

(3)における会計処理も(1)の場合と同じである。起債の代わりに、すなわち借入資本金の代わりに一般会計等からの長期借入金を、減債積立金の代わりに任意積立金を、それぞれ置き換えて考えればよいであろう。

この減債積立金、建設改良積立金、任意積立金は、すべて利益をその源泉とする積立金である。すなわちそこで行われている会計処理は、その処理方法に若干の相違は存在するけれども、いずれも利益を源泉とする資金による固定資産の拡張とそれに見合う自己資本金の造成ということが言えるであろう。

ところで、私企業会計においては、資本と利益とを厳格に区別することが求められている。「企業会計原則」の中で、このことは一般に「資本取引・損益取引区分の原則」と呼ばれる原則において次のように述べられている。「資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない。」(企業会計原則一般原則三) すなわち、そこにおいて要請されていることは、企業に拠出された元本としての資本と企業活動の結果生み出された利益(果実)とを混同してはならないということである。この原則が要請される理由としては、一般に次のようなものがあげられる。⁽³⁾

- (1) 資本と利益を混同すれば、企業の利益が過大または過小にあらわされるので、そのような会計情報は、利害関係者を誤った判断に導き、不適切な意思決定を招くおそれがあること。
- (2) とくに、資本を利益とすれば、資本の一部が配当や法人税などの形で企業外に流出してしまい、その企業は拡大再生産はおろか、単純再生産も出来なくなり、縮小再生産の過程をたどらざるをえなくなること。

そしてこの「資本取引・損益取引区分の原則」は、地方公営企業会計制度においても「会計の原則」の一つとして地方公営企業法施行令第9条第3項の中において次のように規定されている。「地方公営企業は、資本取引と損益取引とを明確に区分しなければならない。」このように、資本と利益とを明確に区別することを要請する原則が存在する一方で、今まで見てきたように利益であるものを元本とするような会計処理が行われているのである。このような、「果実」すなわち利益であるものを「果実」すなわち利益としない会計処理は、自己資本造成ばかりでなく、工事負担金、建設助成金においても見られる。

(2) 工事負担金、建設助成金についての会計処理

工事負担金とは、需要者(工事申請者)から徴収する負担金のことである。電気、ガスなどの当

該給付の新規の需要者が増大することにともなって、増大する需要に対応するために、新たな施設の建設などが必要になってくる。この新施設の拡張工事などにともなう追加的コストを既存の需要者にも負担させるのは、公平性の観点から望ましい方法ではない。そこで、この追加的コストを新規の需要者から徴収した金銭が工事負担金である。

また、国または地方公共団体がいろいろな政策判断にもとづいて、地方公営企業に建設改良のための助成を行うことがある。この助成金が一般に建設助成金と呼ばれるものである。

工事負担金、建設助成金とともに通常の料金収入とは異なる形で、地方公営企業に流入する資金である。そして、この会計処理についても、私企業会計とは異なる処理が行われている。私企業会計においては、工事負担金、建設助成金とともに資本としてではなく、それを利益とみなしてその処理が行われている。すなわち、工事負担金、建設助成金は、圧縮記帳で処理されるか、または、任意積立金として処理されることになる。（企業会計原則注解 注2および注24）もっとも、会計理論的には、この工事負担金、建設助成金は、資本剰余金として処理すべきことが要請されている。すなわち、資本助成を目的とする工事負担金や建設助成金は、維持すべき資本として、資本剰余金として処理されるべきことが主張されている。⁽⁴⁾しかしながら、商法の計算規定との調整の結果として現行の会計処理においては、資本剰余金すなわち資本としてではなく、利益として処理されている。

一方、地方公営企業会計においては、この工事負担金、建設助成金とともに資本剰余金として処理されている。（地方公営企業法第32条第5項）

現行の私企業会計を考える限り、この会計処理も「企業会計原則」とは、異なる処理が行われていることとなる。

（3）自己資本造成についての理論的根拠

以上見てきたように、地方公営企業会計においては、現行の私企業会計において行われている会計処理とは、異なる会計処理がなされている。それでは、そのような会計処理がなされる根拠として、どの様な主張がなされているのであろうか。以下では、代表的な論者の主張を見ていくこととする。

江村稔教授は、地方公営企業の利益の特殊性を次のように論じている。

「元来、公企業のあげた『利益』は、株式会社における利益とは、本質的に異なるものであつて、配当その他の形で、企業外部に分配できるものではない。利益は、すべて、企業内部に留保されるべき性格をもつばかりでなく、利益に相当する資金が建設などに充当されて、企業資本を構成するともいえるのである。」⁽⁵⁾ここに見られるごとく、地方公営企業の利益が持つ性格を、企業外部に分配されることのない、分配されてはならない利益として、またそのような利益を源泉とする資金によって取得された固定資産などは、維持すべき資本としてとらえられている。すなわち、そこにおいて維持すべき資本として想定されている資本は、まさに公営企業体そのものをさす概念であり、それは実体資本維持（実物資本維持）の観点に立脚した説であるといいうのであろう。それゆえ、そのような立場に立脚したとすれば、次のような主張がなされることとなる。「建設改良資金充当企業債（借入資本金）を剰余金（積立金）をもって償還することは、すな

わち自ら生み出した財源である剰余金をもって間接的に固定資産を取得したこととなり、その部分はまさに自己資本金として固定化し維持すべきもの」⁽⁶⁾であり、さらに、「資本的支出にあてるために交付された補助金やそれに代わる資材等及び建設工事に対する工事負担金も資本剰余金」⁽⁷⁾とすべきことになる。

これと同様の実体資本維持（実物資本維持）に基づく論者には、西川義朗教授がいる。西川教授の場合には、利益と資本を区別すべきこと、すなわち「資本取引・損益取引区分の原則」にしたがって処理すべきことが考慮されている。それは、「損益計算書上、いったん利益として算出したものをこのように資本に転換させ」⁽⁸⁾る方法によって、処理されることとなる。このような方法によって、利益剰余金は一般利用者拠出額の名称が付され整理されることとなる。

このような理解に対して、その論理性に対して批判を行っている論者として醍醐聰教授をあげることが出来る。醍醐教授は、諸論者の所説を検討したうえで次のように述べている。「もともと貸借対照表借方側での有形固定資産の増加を意味する『資本造成』をなぜ貸方側での資本の増加へと敷衍できるのか—この核心部分に関する説明らしい説明は見当らない」⁽⁹⁾として公営企業会計における会計処理を批判している。そして、「公企業会計における資本と利益の区別の意義を否定した造成資本会計（論）の帰結は、逆に、公企業会計における資本と利益の区別の重要性を示す、なによりの反面教師」として、地方公営企業会計制度の私企業会計への全面的脱皮を主張するのである。このことを、われわれはどのように考えればよいであろうか。次節において、地方公営企業会計の目的を交えながら、考えていきたい。

3. 地方公営企業会計の目的

一般に会計は、「情報を提供された者が適切な判断と意思決定ができるように、経済主体の経済活動を記録・測定して伝達する手続き」⁽¹⁰⁾と捉えられている。この属性は、地方公営企業会計においてもなんら異なるところはない。地方公営企業法施行令第9条において「会計の原則」が規定されているが、「企業会計原則」の中のいくつかの原則が導入されている。そして、その最初に「地方公営企業は、その事業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供しなければならない」と規定している。これは「企業会計原則」の一般原則の「真実性の原則」を地方公営企業会計制度に導入したものである。この企業会計の最高規範である「真実性の原則」によって要請されている真実の報告としてわれわれはなにを考えなければならないであろうか。またその報告内容となる財政状態及び経営成績としてわれわれはなにを考えるべきであろうか。

会計においては、上でみたように情報を提供された者としての情報利用者が存在する。私企業会計の場合には、大きく二つのグループが考えられる。一つは、企業外部の、株主、債権者などの外部利害関係者であり、もう一つは、企業内部の経営管理者である。前者に対する情報提供機能を果たすものが、財務会計と呼ばれ、後者に対する情報提供機能を果たす会計が、管理会計と呼ばれる。公営企業会計においても同様の情報利用者が考えられるであろう。すなわち、地方公営企業会計において考えられる外部の情報利用者は、地域住民や当該公営企業の監督をする行政組織であり、内

部の情報利用者は当該公営企業の管理者である。これらの情報利用者は、どの様な情報を欲しているのであろうか。これを換言するならば、公営企業会計の報告目的としてどの様なものが考えられているのであろうか。ここで、企業内部の当該公営企業の管理者に対する報告目的は、取りあえず除外することとする。なぜならば、一般の営利企業とはやや異なるものの、当該企業の合理的運営のために必要とされる情報ニーズは、営利企業と基本的に異ならないと考えられるからである。

公会計基準審議会（GASB）が公表した概念意見書によれば、州・地方政府が行う財務報告目的としては、次のようなものがある。⁽¹¹⁾

- (1) 政府の責務としての公的会計責任を果たし、また利用者が当該会計責任を評価し
- (2) 利用者が当年度の政府の活動結果を評価し
- (3) 利用者が政府の提供する用役のレベルを評価し、支払義務を履行する能力を評価するのに役立つものでなければならない。

これらの報告目的は、地方公営企業会計における報告目的と異ならないと考えられる。

ところで、地域住民が地方公営企業に求めることはどの様なことであろうか。現在、地域住民が望むものは多様化してきている。たとえば、水道水にしてもより「おいしい」水が望まれ、市販のミネラル・ウォーターが飲料用として好まれたり、人々の行政に対するサービスの要求は、その量やその質までも多様化している。そのような中にあって、地方公営企業に第一に求められていることは、当該公営企業が、そのサービス等を、継続的に安定的に供給することだと思われる。また、その料金が安価であればより望ましいと考えるであろう。そしてまた、このことは、当該公営企業が、目指さなければならないことでもある。そうであるとするならば、当然まず第一になされなければならないことは、当該事業の維持であり、さらには将来の発展に向けた準備である。つまり、この維持されなければならないものは、公営企業そのものであり、そのサービスを生み出す源としての物的施設でなければならない。

地方公営企業は、その提供するサービスを通して公共の利益及び地域住民の福祉の増進を目的として運営されている。すなわち、地方公営企業は、営利を目的とする事業体ではないと考えられる。そのような地方公営企業に、独立採算性を旗印に企業会計制度が導入された。その導入にあたって、どの程度まで公営企業の性格が検討されたのであろうか。このことについて、津曲直躬教授は、「戦後における多分に性急な公企業設立論は、公企業の企業性と企業会計制度との結びつきを、どのようなレベルで認識していたのであろうか」⁽¹²⁾と疑問を投げかけている。まさに、津曲教授の批判するごとく公営企業が維持しなければならないものをなんら顧みることなく、単に計算制度としての企業会計を導入したと思われるからである。私企業会計における資本利益計算は、資本提供者の名目貨幣資本維持が前提とされており、維持すべきものとして考えられているものは、過去の資本提供者の拠出額である。この拠出額を超えるものが、利益とみなされ分配の対象とされる。然るに、公営企業で維持されるべきものは、そのサービス提供能力であり、すなわちそれは、公営企業そのものであり企業自体が維持されるべきであると考えられる。もしそのように考えられるとするならば、地方公営企業において行われるべき資本利益計算は、実体資本維持（実物資本維持）を考慮したものでなければならない。それでは、そのような計算構造によって算出される利益はどのような

ものとして考えられるであろうか。地方公営企業会計において計算された利益は、もちろん私企業において計算された利益とは異なり、分配されて企業外部に流出することのない利益である。それゆえ、それは単に企業資産の調達源泉をあらわす性質を帯びることとなる。そのように考えるとすれば、利益剰余金を資本拘束することもそこでは、是認されることとなる。

それでは、どのような計算制度をどのような具体的な報告体系としてまとめればよいであろうか。この問題については、以前よりアメリカなどにおいて実践されている資金会計制度の導入が主張されている。隅田一豊教授は、現行の貸借対照表にかえて、資本資金表及び運転資金表を導入すること、また損益計算書にかえて、事業収支計算書を導入すべきことを提唱している。⁽¹³⁾ この資金計算書の導入によって、地方公営企業の実状が、よりよく表されるであろう。このような資金会計制度の導入により、会計責任の履行状況、また当該公営企業の財政状態などが資金の流れによってよりよく描写されるからである。この資本資金表、運転資金表、事業収支計算書の概要を例示すれば以下のようなになる。

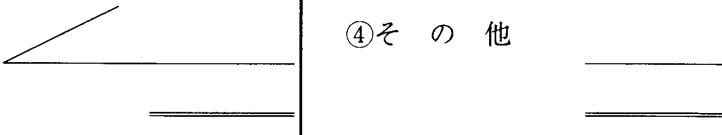
資本資金表

1 固定資産	1 固定負債
①有形固定資産	2 資本金
②無形固定資産	①固有資本金
③投 資	②借入資本金
2 繰 延 勘 定	③造成資本金
3 運 転 資 本	

運転資金表

1 流動資産	1 流動負債
2 運転資本	2 運転資本
3 事業収支差額	3 事業収支差額

事業収支計算書

1 経常支出	1 経常収入
①職員給与費	①料金収入
②減価償却費	②他会計補助金
③支払利息	③他会計負担金
④その他の	④国・県補助金
経常収支差額	⑤その他の
2 特別支出	2 特別収入
①自己資本造成費	①他会計繰入金
②その他の	②固定資産売却益
事業収支差額	③国・県補助金
	④その他の

4. むすびにかえて

以上見てきたように、地方公営企業が、第一に要請されることはその提供するサービス等の安定的継続的供給であろう。そして、そのような地方公営企業において行われる資本計算制度としての会計制度としては、その主眼を実体資本維持（実物資本維持）に置かなければならぬ。この計算制度としての実体資本維持（実物資本維持）計算を通してのみ、当該公営企業が提供するサービス等が保証されるからである。なぜならば、そのような地方公営企業が提供するサービス等は、膨大な施設設備が不可欠であり、その物的基盤の適切な維持がなければならないからである。すなわち、資本回収計算として、その実体を維持する計算制度が地方公営企業会計制度に導入される必要があると思われる。そしてそれにともなって、現行の企業会計方式にかえて、資金会計制度を導入すべきであると思われる。

(あいだ・ふじお 産業情報学科)

注

- (1) 池田昭義, 1987, 「公営企業会計の問題点」『公営企業』第19巻第2号, 8頁
- (2) 藤井秀樹, 1991, 「地方公営企業会計制度の現状と問題点」『公営企業』第23巻第6号, 12-15頁
- (3) 飯野利夫, 1995, 『財務会計論〔三訂版〕』同文館, 2-23頁
- (4) たとえば、飯野利夫『同上書』10-23~10-26頁を参照されたい
- (5) 江村 稔, 1966, 『公企業会計講和』良書普及会, 147頁
- (6) 辻誠二監修, 1976, 『図解地方公営企業法』良書普及会, 169頁
- (7) 『同上書』175頁

- (8) 西川義朗, 1979, 『改訂公企業会計』国元書房, 97頁
- (9) 醍醐聰, 1981, 『公企業会計の研究』国元書房, 97頁
- (10) 飯野利夫『前掲書』 1 – 3 頁
- (11) Governmental Accounting Standards Board, 1987, Concepts Statement No.1 of the Governmental Accounting Standard Board, p. 27.
- (12) 津曲直躬, 1983, 「わが国公企業における資本制度の改革と資金会計」『会計』第144巻第1号, 93–105頁

On a Capital and a profit of Public Enterprise Accounting

Fujio Aida

Accounting systems of a local public enterprise should be reformed to a fund accounting system. That doesn't express a correct appearance of a local public enterprise. As an accounting system of a physical capital maintenance is performed, a shift to fund accounting system is necessary. It should be done a physical capital maintenance accounting and can execute duty of a local public enterprise.

Key words: public enterprise accounting, fund accounting system, physical capital maintenance